

第2期千葉県国民健康保険運営方針（骨子案）に関する意見募集結果

※御意見については、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

【意見の提出状況】

意見提出者数 71者

提出意見数 184件

【意見の内訳】

内訳		意見数
第1 方針策定に当たって	1 策定の背景	4
	2 策定の目的	5
	3 位置付け	0
	4 対象期間	0
	5 検証・見直し	0
第2 国民健康保険の現 状、運営に当たっ ての基本的な考え 方	1 国民健康保険の現状	4
	2 運営に当たっての基本的な考え方	19
第3 今後の取組（各論）	1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	1
	2 市町村の標準的な保険料の算定方法及びその水準の統一	5
	3 保険料の徴収の適正な実施	16
	4 保険給付の適正な実施	0
	5 医療費適正化の取組	0
	6 保険者業務の広域化及び効率化並びに国保財政の健全化の推進	15
その他国民健康保険全般に関する意見・要望等		115
合計		184

第2期千葉県国民健康保険運営方針（骨子案）に関するパブリックコメントで寄せられた意見の概要及び県の考え方

No	意見の概要	意見数	県の考え方
第1 方針策定に当たって			
1 策定の背景			
1	「○ 異常な円高、物価高、さらにコロナ感染、消費税10%増税、風水害により被保険者の所得と健康は困難な問題に直面している。」を挿入してほしい。	3	「1 策定の背景」は、本方針の策定に至った国民健康保険制度の変遷等を整理しています。
2	「○ こうした中、国は令和2年5月に「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」を改定し、」の文章に「技術的助言である」を挿入し、「こうした中、国は令和2年5月に技術的助言である「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」を改定し、」としてほしい。	1	「1 策定の背景」は、本方針の策定に至った国民健康保険制度の変遷等を整理しています。 なお、国から令和5年6月に示された都道府県国民健康保険運営方針策定要領では、同要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である旨記載されています。
2 策定の目的			
3	「○ 本県においては、県と市町村が共通認識を持って」の文章に「国民健康保険法第1条、第2条の規定に基づき」を挿入し、「保険者としての事務を実施するとともに、国民健康保険法第1条、第2条の規定に基づき国民健康保険の安定的な財政運営及び」としてほしい。	2	本方針案は、国民健康保険法第1条、第2条だけでなく、同法全体を踏まえて策定しようとするものです。
4	「○（略）引き続き国民健康保険の財政的運営の安定化を図りつつ」の次に「被保険者の生活や保険料負担が重いなどの実態を踏まえ」を挿入してほしい。	3	「1 策定の背景」で「国民健康保険（国民健康保険組合が運営するものを除く。以下同じ。）は、（略）所得に占める保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。）の負担が重い」と記載しています。
第2 国民健康保険の現状、運営に当たっての基本的な考え方			
1 国民健康保険の現状			
5	「モデル国保料（税）と所得割合（40代夫婦と未成年2人子ども世帯の場合）」「世帯主の職業別構成」「一人あたりの所得」「協会けんぽ加入者との保険料、所得の比較」の表を掲載してほしい。	4	「第2 国民健康保険の現状、運営に当たっての基本的な考え方」の「1 国民健康保険の現状」には、国民健康保険を取り巻く現状のうち、本方針の策定に当たって必要と考えるものを記載しています。
2 運営に当たっての基本的な考え方			
6	「（1）基本的な考え方」の「○ 本県の国民健康保険の運営は」の項の「持続可能な国民健康保険制度」の前に「社会保障及び国民保健の向上に寄与するために」を挿入してほしい。 「（基本理念）持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して」の「（基本理念）」の「持続可能な」の前に「社会保障制度として」を挿入してほしい。	4	1ページ「1 策定の背景」で「国民健康保険は、日本の社会保障制度の中核である国民皆保険制度を支える重要な基盤である」と旨記載しています。
7	「（2）国保運営上の各主体の役割」の「ア被保険者（県民）の役割」を「権利と役割」に改めてほしい。 この項の最初に「○ 疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を受ける権利を有する。保険料、医療費の窓口負担については、負担能力に応じたものを適切に納付、支払うものとする。滞納した時には、基本的な人権を尊重した適正な手続と納税緩和措置を受けられる」を挿入してほしい。	4	「（2）国保運営上の各主体の役割」の「ア被保険者（県民）の役割」は、基本理念「持続可能な国保制度の運営を目指して」の趣旨を実現させるために、国民健康保険制度に関わる各主体が果たすべき役割を整理しています。
8	「（2）国保運営上の各主体の役割」の「エ 市町村の役割」の「○国民健康保険の保険者として（略）引き続き担い」の次に「保険料の決定に際しては被保険者の所得が低い、保険料負担が重いなど」を挿入してほしい。	5	国保の保険料は、賦課・徴収の権限を有する市町村において法令及び条例に基づき算定されているものであり、国保の安定的な財政運営等のため、被保険者の皆様に負担していただく必要があるものと認識しています。 現在の国保制度は、減免措置など、個々に関しては低所得者にも配慮した保険制度になっていると認識しています。 本当に払いたくても払えない生活困窮者の方には、それぞれの実態に応じた包括的な支援が重要であると考えていますので、本方針案の中で、個々の状況に応じたきめ細かい納付相談の実施、また、生活困窮者の担当部局との連携を盛り込んでいるところです。
9	「（2）国保運営上の各主体の役割」の「オ 県の役割」の項に「○ 構造的な問題や新たに発生する問題について、適時、市町村と検証・協議し、改善に努める。必要に応じて被保険者、県民に情報を公開し、意見を聞く場を設ける」を挿入してほしい。	3	「（2）国保運営上の各主体の役割」の「オ 県の役割」において、県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の実施の確保等の事業運営等において中心的な役割を担う旨を記載しています。 県では、市町村の代表等で構成される県国保連携会議や、被保険者や保険医、有識者等の公益を代表する委員で構成される県国保運営協議会を開催し、国保事業の運営に係る課題や対応について協議を行っており、今後も必要に応じてパブリックコメントを実施して広く県民の皆様の御意見を伺いながら、持続可能な国民健康保険制度の運営を目指してまいります。

第2期千葉県国民健康保険運営方針（骨子案）に関するパブリックコメントで寄せられた意見の概要及び県の考え方

No	意見の概要	意見数	県の考え方
10	「（3）国への働きかけ」の「○ 国民健康保険の抱える構造的な問題は（略）大きな課題である」の次に「り、国に1兆円の国庫負担を要望する。また、加入者の職業にかかわらず被保険者を対象とした傷病・出産手当を法定給付とするよう働きかけを行う。そのため、県として被保険者の実態調査や意見・要望を聴取する。」を挿入してほしい。	3	持続可能な国民健康保険制度の構築に向けた財政基盤の強化については、かねてより国に対して必要な要望等を行っており、今後も継続してまいります。
第3 今後の取組（各論）			
1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し			
11	「（2）財政運営に係る基本的な考え方と取組」の「○ 決算補填等目的の法定外繰入は、」の文章に、「よって、これまでに市町村が作成した赤字削減・解消計画を勘案し、（略）令和12年度までに解消することとする」が追記されたが、削除してほしい。	1	決算補填等を目的とした法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となるとともに、被保険者以外の住民に負担を求めることになるため、国が定める都道府県国保運営方針策定要領においても計画的な解消が重要であるとされています。 該当市町村においては、それぞれの実情を踏まえながら赤字削減・解消計画を策定しており、決算補填等目的の法定外繰入の解消に向けた取組を進めていただいているものと考えています。
2 市町村の標準的な保険料の算定方法及びその水準の統一			
12	納付金ベースの統一による一人当たり納付金について、医療費の伸び等を反映した将来推計を試算・公表してほしい。	1	今後の国からの公費等について不透明な状況であり、推計は困難であると考えています。
13	保険料水準の統一について、令和11年度の納付金ベースでの統一に続き、保険料水準の完全統一に向けた課題解決を進めるために、目標年次について具体的に示してほしい。	1	本県では、市町村間の事務の共同化や収納率の格差是正の方策などについて結論が得られていないため、現時点で完全統一の目標年度を明記することは難しいと考えています。 保険料水準の統一に向けた課題解決の方策について、今後、市町村と協議の上、検討を進めてまいります。
14	「（5）保険料負担の軽減」の項目を新設し、「負担能力を超える保険料の是正のため、保険料の減額・免除を生活保護基準に基づき行う。」を追加してほしい。	3	現在の国保制度は、減免措置など、個々に関しては低所得者にも配慮した保険制度になっていると認識しています。 本当に払いたくても払えない生活困窮者の方には、それぞれの実態に応じた包括的な支援が重要であると考えていますので、国保運営方針の中で、個々の状況に応じたきめ細かい納付相談の実施、生活困窮者の担当部局との連携を盛り込んでいくところです。
3 保険料の徴収の適正な実施			
15	「（1）収納対策」の「ア 総論」に「国保保険料の滞納は、被保険者の生活困難のシグナルととらえ、減免制度や納税緩和措置の適切な運用を行う。また、福祉部局など庁内関係部局と連携し、背景にある生活困難の解決を図る。」を挿入してほしい。	4	次項「イ 市町村の取組」で「・個々の実情を十分に勘案した適切な減免制度の運用」及び「・生活困窮者担当部局など庁内関係部局等との連携」を例示しています。
16	「（1）収納対策」の「イ 市町村の取組」の「地域の実情を」の次に「とりわけ滞納者のくらしと健康状態・罹病の有無・受診状況」を挿入してほしい。	4	前項「ア 総論」で「滞納処分等の実施に当たっては、被保険者の所得や生活状況など個々の実情を十分に勘案して、適切な取扱いをすることが重要である」とするとともに、本項で「個々の状況に応じたきめ細やかな納付相談の実施」を例示しています。
17	「（1）収納対策」の「イ 市町村の取組」の「納付方法の多様化…」の中の「クレジットカード払い等の自動引き落としによる保険料納付」は削除してほしい。	4	クレジットカード払い等の自動引落しによる保険料納付は、更なる収納率の向上や被保険者の利便性向上に資すると考えるため、原案どおりとします。
18	「（1）収納対策」の「ウ 県の取組」の項目の「収納率向上に向けた市町村への指導」の最初に「適切な納税緩和措置や」を挿入してほしい。	4	市町村への指導・助言には、納税緩和措置も含んでいます。
6 保険者業務の広域化及び効率化並びに国保財政の健全化の推進			
19	「（1）市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進」の「マイナンバーカードと被保険証の一体化」を削除してほしい。	3	マイナンバーカードの保険証利用は、薬剤の処方歴や健診等の情報の確認をし、被保険者自身が健康管理などに活用できるほか、医療機関を受診する際、他の医療機関での受診履歴等の情報を用いた正確な診断や処方を受けられるようになるなど、様々なメリットをもたらすものであり、県としては推進すべきものと考えます。
20	「（2）保険者努力支援制度の活用」の「○ 保険者努力支援制度は、」の後に「社会保障としての国民健康保険制度に基づき」を挿入してほしい。	4	「第1 方針策定に当たって」の「1 策定の背景」で「国民健康保険は、日本の社会保障制度の中核である国民皆保険制度を支える重要な基盤である」旨記載しています。

第2期千葉県国民健康保険運営方針（骨子案）に関するパブリックコメントで寄せられた意見の概要及び県の考え方

No	意見の概要	意見数	県の考え方
21	「（3）施策の効率的な実施のための取組」の項目の「○ 市町村等との情報共有及び調整を図る、」の次に「あわせてすべての市町村、そして被保険者に情報を公開し、意見・要望を聴く」を挿入してほしい。	4	「（2）国保運営上の各主体の役割」の「オ 県の役割」において、県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の実施の確保等の事業運営等において中心的な役割を担う旨を記載しています。 県では、市町村の代表等で構成される県国保連携会議や、被保険者や保険医、有識者等の公益を代表する委員で構成される県国保運営協議会を開催し、国保事業の運営に係る課題や対応について協議を行っており、今後も必要に応じパブリックコメントを実施して広く県民の皆様の御意見を伺いながら、持続可能な国民健康保険制度の運営を目指してまいります。
22	「○ 千葉県国民健康保険運営協議会の被保険者代表を公募する。」を挿入してほしい。	4	頂いた御意見は、今後の運営の参考とさせていただきます。
国民健康保険全般における意見・要望等			
23	保険料が高いので、公費の拡充を図るなどして引き下げてほしい。	54	国民健康保険制度については、国の責任のもと、医療保険制度全体を改革する中で、将来にわたり持続可能な制度とすべきであると考えています。 そのため県では、従来から今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るよう、全国知事会を通じて国に要望しているところです。
24	現行の保険証の廃止はしないでほしい。	24	マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、国において進められているものであり、今後の方針については、国において判断されることだと考えます。 一体化を進めるに当たっては、国において、国民の理解と信頼を得るための取組をしっかりと進めるとともに、全ての県民が安心して適切な医療を受けられるよう、必要な措置を講じていただきたいと思います。
25	保険料が上がるので、法定外繰入はやめないでほしい。	15	決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となるとともに、被保険者以外の住民に負担を求めることになるため、国が定める都道府県国保運営方針策定要領においても計画的な解消が重要であるとされています。 該当市町村においては、それぞれの実情を踏まえながら赤字削減・解消計画を策定しており、決算補填等目的の法定外繰入の解消に向けた取組を進めていただいているものと考えています。
26	保険料の値上げにつながる保険料水準の統一はやめてほしい。	11	県内の保険料水準の統一は、被保険者間の公平性や国保財政の安定化の観点から重要と考えています。
27	応益割は廃止してほしい。	7	国保の保険料は、所得に応じた応能割と世帯の人数などに応じた応益割を組み合わせて賦課することになっています。 国保における負担のあり方については、制度の根幹に関わる事柄であることから、国が責任をもって対応すべきものと考えています。
28	18歳まで均等割は免除してほしい。	3	令和4年度から、未就学児を対象に均等割保険料の2分の1を軽減する措置が導入されましたが、県では、子育て世帯の負担軽減の観点から、軽減割合の拡大等について国へ要望しているところです。 国民健康保険制度は、法に基づく全国統一の制度であり、制度設計に関わる事柄については国が責任をもって対応すべきものと考えています。
29	国保から後期高齢者医療制度に移る際、金融機関の窓口に行って口座の支払いの手続きをとらなければならない。手続きをとらないでいいようにしてほしい。	1	国民健康保険法に基づく国民健康保険と、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度は、異なる制度であり、保険者も国民健康保険にあっては都道府県及び市町村、後期高齢者医療制度にあっては都道府県後期高齢者医療広域連合とそれぞれ異なっているため、両制度間で移動があった際、口座振替の引継ぎは行われません。そのため、口座振替を希望する場合は、再度手続きを行う必要があります。